

茨城県産業技術イノベーションセンターにおける 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について（令和3年11月1日更新）

茨城県産業技術イノベーションセンターでは、緊急事態宣言解除後の経過措置解除（令和3年10月29日茨城県発表）を受けて、令和3年11月1日より以下のとおり新型コロナウイルス感染防止対策を行ったうえで、企業支援を実施してまいります。

利用者の皆様方におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染防止のため、ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況に応じて対応が変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

〈感染防止対策〉

来所される場合の 注意事項	・事前に担当者へご連絡ください。 ・必要最小限の人数でご来所ください。 ・体調のすぐれない方はご来所をお控えください。 ・センター内においては、ソーシャルディスタンス(なるべく2m、最低1m)の確保、マスクの着用、アルコール消毒及び手洗いの徹底をお願いいたします。
技術相談	・メール及び電話等での相談や打ち合わせも可能ですので、ご活用ください。 ・来所し相談する場合は、「来所される場合の注意事項」を厳守してください。
依頼試験	・測定試料を持参される場合は、「来所される場合の注意事項」を厳守してください。 ・宅急便などを利用した測定試料の受け渡しも可能ですので、ご活用ください。 (当所着・発ともに利用者様が宅配便料金をご負担ください。) ・料金の支払いは原則納入通知書による納付とさせていただきます。
設備使用	・「来所される場合の注意事項」を厳守してください。 ・定期的な換気を実施して利用してください。(1時間に2回の換気) ・使用にあたっては、職員の指示・説明に従ってください。 ・料金の支払いは原則納入通知書による納付とさせていただきます。
研修室その他の 施設使用	施設使用する責任者におかれましては、以下の事項についてご協力をお願いいたします。 ・参加者に「来所される場合の注意事項」を周知してください。 ・参加者名簿を作成してください。 ・定期的な換気を実施してください。(1時間に2回の換気) ・参加者向けの消毒液の設置や、使用後の施設(ドアノブやテーブル等)の消毒をお願いいたします。